

令和 8 年 2 月 臨時議会

全 員 協 議 會 資 料

令和 8 年 1 月 26 日 開催

目 次

(頁)

1. 提出案件数一覽表	3
2. 提出議案一覽表	4
3. 補正予算	5

提出案件数一覧表

区分	件 数
1 補正予算	2 (一般会計1、企業会計1)
計	2

令和 8 年 2 月臨時議会 提出議案一覽表

令和 8 年 2 月 2 日

第 1 号議案 令和 7 年度犬山市一般会計補正予算（第 8 号）

第 2 号議案 令和 7 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和8年2月臨時議会 会計別補正予算額一覧表

(単位 : 千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
			第8号	
一般会計	30,979,234	32,543,282	326,252	32,869,534
特別会計	国民健康保険 特別会計	6,668,427	6,804,071	0
	大山城費 特別会計	324,802	422,610	0
	木曽川うかい 事業費特別会計	65,658	64,438	0
	介護保険 特別会計	5,639,051	5,749,579	0
	後期高齢者医療 特別会計	1,844,182	1,855,872	0
	小計	14,542,120	14,896,570	0
企業会計	水道事業会計	1,810,198	1,810,255	1,141
	下水道事業会計	4,031,650	4,029,927	0
	小計	5,841,848	5,840,182	1,141
	合計	51,363,202	53,280,034	327,393
				53,607,427

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	経営改善課	15	2	1	1	国庫支出金	国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	事業費の100%を補填	466,405	322,600

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	子ども未来課	16	2	2	3	県支出金	県補助金	民間保育所給食費軽減対策支援事業費県補助金	事業費の66%を補填	890	3,652

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	経営改善課	4	4	1	衛生費	上水道費	上水道費	水道事業会計繰出金	基本料金の無料化実施に伴う経費に対する繰出金の計上	0	1,141	1,141	0

※ 人件費のみの補正は、本表に記載していない。

健康福祉部

歳出

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	子ども未来課	3	2	2	民生費	児童福祉費	保育所費	民間保育所運営補助	民間保育所給食費軽減対策支援事業費補助金の制度拡充に伴う増額	43,830	5,479	5,479	0

※ 人件費のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	産業課	6	1	5	商工費	商工費	物価高騰対応地 域商品券事業費	物価高騰対応地 域商品券事業	物価高騰対応地域商品券 事業の実施に伴う経費の 計上	0	319,632	319,632	0

※ 人件費のみの補正は、本表に記載していない。

◎ 一般会計補正予算（第8号）に計上した事業

健康福祉部 子ども未来課

《一般会計》

○ 民間保育所給食費軽減対策支援事業（民間保育所運営補助）

歳入：補正予算要求額 5,479千円

歳出：補正予算要求額 5,479千円

【事業目的】

国において重点支援地方交付金の追加が閣議決定されたことを受け、愛知県において当該交付金を活用し、福祉サービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設に対する支援を行うこととされた。

愛知県が令和7年12月補正予算を上程し可決されたため、本市においても速やかに補正予算を計上し対応する。

対応内容は、保育所等の事業者や保護者の負担を軽減し、保育が必要な子どもに適切な給食が維持・継続されるよう保育所等における給食の物価高騰分を支援することを目的とし、民間保育所に対し、児童1人当たり1食100円（4月から6月）、1食170円（10月から3月）を補助するもの。（令和5年度、令和6年度、令和7年度（7月から9月）も同様の目的で補助を実施）

【事業内容】

市内在住の乳幼児が通う民間保育所における給食の食材料費の物価高騰分の負担相当額を、事業者に対し支援する。

○補助対象施設：民間保育所（市内2施設：白帝保育園・犬山さくら保育園）

※私立幼稚園は県から直接補助されるため対象外

○補助対象期間・補助額

補助対象期間	利用児童1人・1食当たり補助額
令和7年4月から令和7年6月（3か月）	100円
令和7年10月から令和8年3月（6か月）	170円

※令和7年7月から9月（3か月）は、令和7年9月補正予算にて対応済のため除く。

※参考：各施設 令和7年12月末日現在 在園児数

白帝保育園 118人・犬山さくら保育園 56人

(次ページにつづく)

【効果】

民間保育所事業者の経済的負担軽減を図ることができる。

【要求額の積算内容】

<歳入>

民間保育所給食費軽減対策支援事業費県補助金（補助率2/3）	3, 652千円
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1, 827千円

<歳出>

民間保育所給食費軽減対策支援事業補助金	5, 479千円
12, 074食（4月～6月 総食数）×100円/食=1, 207, 400円	
25, 122食（10月～3月 総食数）×170円/食=4, 270, 740円	

《一般会計》

○ 物価高騰対応地域商品券事業

補正予算要求額	(歳入)	319, 632千円
	(歳出)	319, 632千円

【事業目的】

物価高騰により家計への負担が増大する中、市民生活の下支えをするための支援策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して地域商品券を配布するもの。

当該交付金の活用にあたっては、迅速かつ効果的な実施に留意する必要があることから、市民からの申請を伴わないプッシュ型での支援とし、また、速やかな支援となるよう今回補正予算の計上を行うもの。

【事業内容】

基準日（令和8年3月1日）時点で市民の方に対して1人あたり3, 000円の地域商品券を配布する。また基準日時点で65歳以上の市民には、3, 000円分を上乗せして配布する。地域商品券は、本事業に参加する市内店舗にて令和8年8月から10月までの期間に使用できる。

- 商品券配布対象者数（見込） 約71, 000人
(うち65歳以上 約21, 000人)
- 送付世帯数（見込） 約33, 000世帯

【効果】

市民の生活支援として直接的に作用する。市内消費を促進し、地域経済の循環と活性化を図る。

【今後のスケジュール】

- | | |
|-------------|----------------|
| 2月 | 業務委託契約締結 |
| 3月～4月 | 参加店舗募集期間・商品券調製 |
| 6月下旬 | 商品券送付開始 |
| 8月1日～10月31日 | 商品券利用期間 |
| 11月末 | 換金完了 |
| 12月～1月 | 実績報告 |

(次ページにつづく)

【要求額の積算内容】

<歳入>

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 319, 632千円

<歳出>

需用費 (印刷製本費) 75千円

役務費 (通信運搬費) 139千円

委託料 (その他業務委託料) 319, 418千円

合計 319, 632千円

(歳出積算根拠)

需用費 案内状 (33, 000枚) 印刷
74, 026円

役務費 催促案内状郵送料 (33, 000世帯の5%を見込む)
84円×1, 650世帯=138, 600円

委託料 運営業務委託 (商品券発行額 (非課税) を含む)
292, 750, 000円
発送業務委託 (封入封緘・コールセンター・配達)
26, 668, 000円

【その他】

商品券発行額 276, 000千円

事務費率 (事務経費／総事業費) 13. 65%

商品券配布が令和8年度予定のため、本補正予算は繰越明許費として計上

《一般会計》

○ 公共ライドシェア運行事業	債務負担行為額	19, 553千円
○ 公共ライドシェア車両購入事業	債務負担行為額	9, 901千円

【事業目的】

- ①令和6年4月の岐阜バス明治村線の減便により、沿線住民の朝夜の公共交通による移動手段がなくなり、通勤通学に支障が生じたことに対する代替措置を確保するもの。
- ②道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号による自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）が本市の移動手段として適するものかを検証するもの。

【事業内容】

現在の朝夜に定時定路線で運行する公共ライドシェアについて、利用状況などを検証した結果、協力事業者との契約が満了する令和8年3月31日以降も引き続き運行を継続し、令和8年4月から令和11年12月（登録満了日）までの運行を予定。

また、全国的にバス運転者が不足する状況を踏まえ、公共ライドシェアが、本市の移動手段として有効であるか、また、コミュニティバス（わん丸君バス）の代替手段となり得るかを検証するため、楽田地区の一部で令和8年12月以降に日中時間帯の運行を実施する。

このほか、運行車両の無償貸与期間が令和7年度末をもって終了することから、令和8年度以降の運行のために、現在使用するマルモビ車両を購入する。

※事業内容の詳細は別紙のとおり

【効果】

路線バスの減便による交通空白時間帯が生じた地域において、公共交通手段を提供することで、交通弱者の移動手段を確保でき、また、将来的に公共ライドシェアが、本市の移動手段となり得るものかを検証できる。

加えて、購入予定の車両は、トイレの設置が可能であり、平時は市民の移動手段として活用ができるほか、災害時にはトイレカーとして活用もできる。

(次ページにつづく)

【今後のスケジュール】

2月～ 3月	入札（朝夜と日中併せて）
4月	契約、朝夜の運行を開始
4月～ 7月	日中の運行の運用について地元調整
5月～ 7月	日中の運行の運転手の募集
8月～10月	運輸局へ届出
9月～11月	運転手教育など
10月～11月	地元説明会
12月	日中の運行を開始

【債務負担行為額の積算内容】

公共ライドシェア運行事業（運行負担金） 19, 553千円の内訳

年度	負担金	朝夜運行分	日中運行分
令和8年度	5, 462千円	4, 244千円	1, 218千円
令和9年度	6, 679千円	4, 244千円	2, 435千円
令和10年度	4, 244千円	4, 244千円	
令和11年度	3, 168千円	3, 168千円	

公共ライドシェア車両購入事業 9, 901千円の内訳

車両購入費 8, 870, 250円（税込）

（参考） 新車価格 9, 955, 000円（税込）

※市内業者の聞き取りによると、ハイエースは人気車種で新車より中古の方が高い場合がある。

付属品（個室トイレキット一式） 914, 000円（税込）

手続き代行費用（点検など） 99, 000円（税込）

預かり法定費用（登録届出など） 16, 750円（非課税）

※車両購入については、国の交付金（補助率1/2）及び市債を活用する予定

(別紙) 公共ライドシェア運行事業及び車両購入事業の概要

1 公共ライドシェア運行事業の概要 (案)

	朝夜の運行	日中の運行
協力事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札にて協力事業者と契約 ・落札者は運行と車両の管理をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札にて協力事業者と契約 (朝夜の運行分と合わせ入札) ・落札者は運行と車両の管理をする。
運行形式	<ul style="list-style-type: none"> ・定時定路線運行 ・ダイヤは朝3便、夜3便 <p>※減便された岐阜バスの明治村線の一部を運行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ルートは定めずに予約に応じてバス停間を最短経路で結ぶデマンド方式で運行 <p>(例) 最寄りの停留所⇒楽田東部線バス停</p>
運行時間	<ul style="list-style-type: none"> ・朝 6:00～7:30 夜 18:00～19:30 <p>※朝と夜に生じる交通空白時間帯を運行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・9:00～15:30 (乗車開始時間) ・電話予約制で週2日間の運行 ・残りの3日間はわん丸君バスを運行
運行期間	<ul style="list-style-type: none"> ・R8.4.1～R11.12.1 <p>※登録の有効期間まで延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日祝、年末年始の市役所閉庁日は運行なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R8.12.1～R9.11.30 <p>・土日祝、年末年始の市役所閉庁日は運行なし。</p> <p>※運行期間中の利用状況を踏まえ、事業の継続の可否や実施場所の見直し等、今後の事業の在り方を検討する。</p>
車両	<ul style="list-style-type: none"> ・市が用意するハイエース1台 ・予備車として「市の公用車」「交通事業者の社用車」を用意する。 	
運転者	<ul style="list-style-type: none"> ・運転手の求人は市が実施する(普通一種免許所持者) ・協力事業者は運転手と雇用契約を締結し、運行を管理する。 <p>※朝夜と日中の運行は別の運転手</p>	
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・1乗車 300円 ・未就学児は無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・1乗車 100円 ・未就学児と障害者手帳等所持者は無料
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前登録不要で、誰でも利用可能 ・乗車時に運賃を支払う。 ・支払い方法は、QRコード決済又は回数券とする。(市役所窓口のみで販売) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前登録が必要 ・乗車時に運賃を支払う。 ・支払い方法は、QRコード決済又は回数券とする。(市役所窓口のみで販売)

2 公共ライドシェア車両購入事業について

(1) 公共ライドシェアを実施するにあたりマルモビを購入する理由

- ・レンタルと購入のコストを比較した結果、1年半以上使用する場合は購入の方が安価となるため。

レンタル(1日2万円)の場合 約60万円×48月=約2,880万円

車両購入の場合 約990万円

(2) マルモビである理由

- ・普通免許で運転できる10人乗り車両(ライドシェア利用者実績で、同時に最大7人が乗車)
- ・ベンチシートではなく、独立した座席で、知らない人と相乗りしてもスペースが確保できる。
- ・平時でも有事でも活用でき、災害時にトイレカーや救護所としても活用可能
- ・「マルモビパートナーシップ協定」により、犬山市が被災した際にマルモビ(トイレカー)の応援要請ができる。

《水道事業会計》

○ 水道基本料金無料化事業

補正予算要求額	(水道事業収益)	1, 141千円
	(水道事業費用)	1, 141千円

【補正理由】

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、水道料金の基本料金を6ヶ月間無料化し、消費下支え等を通じた生活者支援をするもの。

【内容】

今回の補正では、準備として水道料金システムの改修及び生活者等への周知等に係る経費について補正予算計上をするもの。

・無料化期間	令和8年度 第1期・第2期・第3期分（6ヶ月間）
・羽黒、楽田、城東、池野地区等：	3月下旬～7月下旬検針分
・犬山、上野、木津、橋爪、五郎丸地区等：	4月下旬～8月下旬検針分
・対象・金額	犬山市の水道を利用している世帯及び事業者（官公庁除く） 約29,500件 約9,570万円
・1件あたり	家事用基本料金6ヶ月間 3,003円 (1期1,001円×3期分) 業務用基本料金6ヶ月間 3,795円 (1期1,265円×3期分)

【効果】 生活者・事業者の物価高騰の影響を軽減することができる。

【概略スケジュール】

2月～3月 水道料金等のシステムの改修およびテスト、生活者等への周知

【要求額の積算内容】

《収益》

- ・営業外収益 他会計補助金 その他補助金（一般会計繰入金） 1, 141千円

《費用》

・営業費用	総係費 委託料	1, 141千円
	水道料金システムの改修	401千円
	生活者等へ周知等の委託	740千円
	合計	1, 141千円

【その他】

- ・基本料金無料化に関する手続きは必要なし。
- ・水道料金から基本料金を差し引いた金額を請求
- ・基本水量（2ヶ月 10 m³まで）を超過した水量にかかる料金は無料化されない。